

(お知らせ)

## 福島第二原子力発電所 2号機における運転上の制限の逸脱について

平成 20 年 7 月 15 日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

< 概要 >

(事象の発生状況)

- ・平成 20 年 7 月 15 日、運転中の 2 号機において、原子炉に水を注入する系統の定例試験を実施していたところ、当該系統の弁に不具合が発生いたしました。

(今後の対応)

- ・原因について詳細に調査いたします。

(安全性、外部への影響)

- ・本事象による外部への放射能の影響はありません。

(公表区分)

- ・本事象は公表区分 (運転・保守管理上、重要な事象) としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

### 1. 事象の発生状況

運転中の 2 号機において、原子炉隔離時冷却系<sup>\*1</sup> (以下、当該系統) の毎月 1 回の定例試験を実施し、当該系統の停止後、当該系統を駆動する蒸気の止め弁を通常の弁状態 (全て開いた状態) に戻す操作を実施したところ、当該弁が開かないことを確認いたしました。

このため、原子炉隔離時冷却系が動作可能な状態にないことから、7 月 15 日午後 1 時 14 分、保安規定第 41 条で定める「運転上の制限<sup>\*2</sup>」を満足していないと判断いたしました。

その後、「運転上の制限」を満足しない場合に要求される措置として、高圧炉心スプレイ系<sup>\*3</sup> について確認運転を実施し、動作可能であること、ならびに、自動減圧系<sup>\*4</sup> の窒素ガス供給圧力が正常であることを確認いたしました。

### 2. 今後の対応

今後、原因について詳細に調査いたします。

### 3. 安全性、外部への影響

本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

\* 1 原子炉隔離時冷却系

何らかの原因により、通常の原子炉給水系が使用不可となり、原子炉水位が低下した場合等において、原子炉の蒸気を駆動源にしてポンプを回し、原子炉の水位確保および炉心の冷却を行う系統。なお、本系統は非常用炉心冷却系ではない。

\* 2 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。

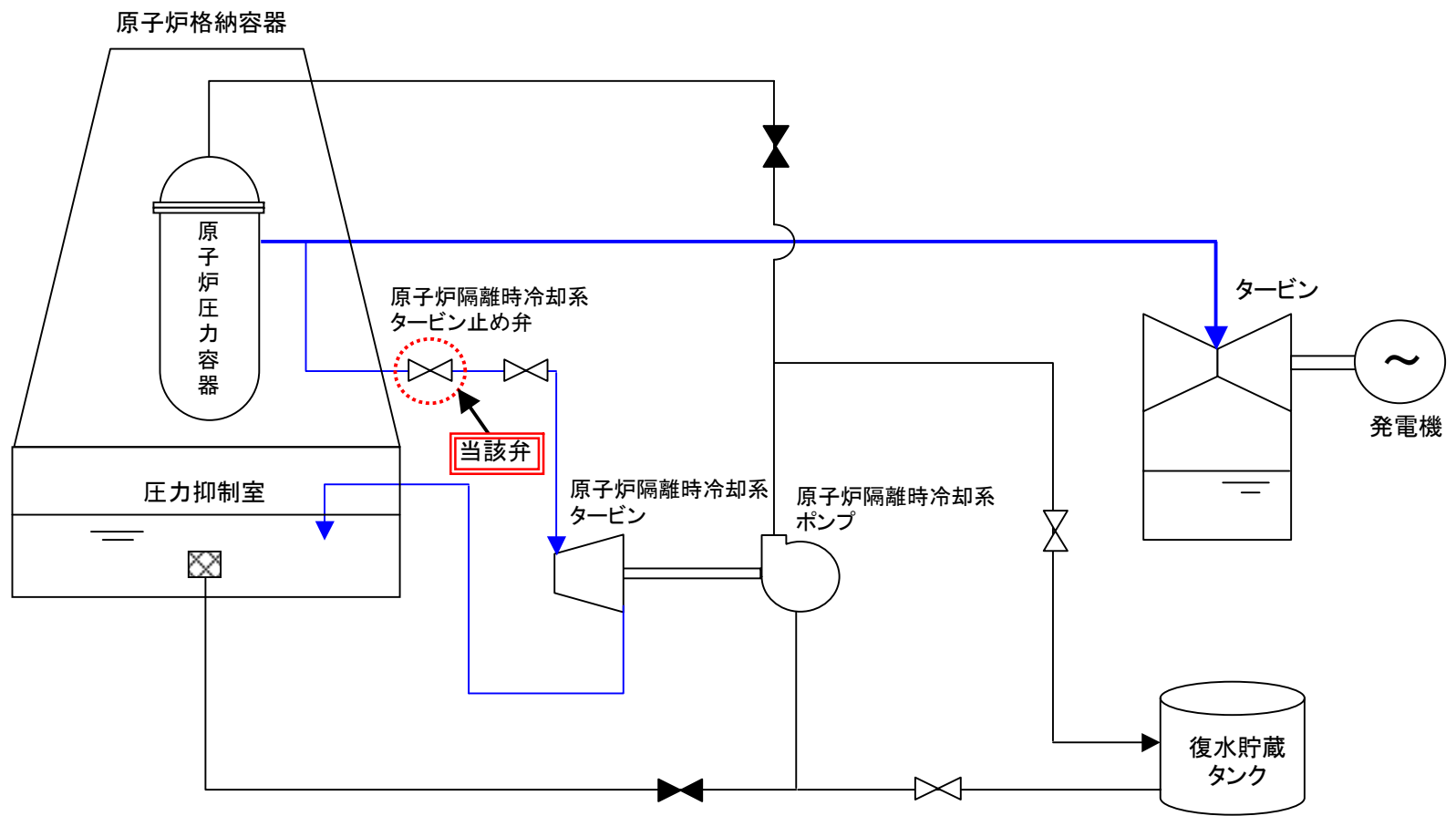
なお、保安規定においては10日以内に正常な状態に復旧することが求められている。

\* 3 高圧炉心スプレイ系

非常用炉心冷却系の1つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、原子炉内に水を補給するための系統。

\* 4 自動減圧系

非常用炉心冷却系の1つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、原子炉の圧力を強制的に下げ、低圧の非常用炉心冷却系による原子炉への注水を促進するための設備。



原子炉隔離時冷却系 系統概略図